

大阪府知事 橋下 徹 様

府立弥生文化博物館の存続についての要望

大阪府におかれましては、史跡池上曽根遺跡の保存整備と活用事業の推進につきまして平素より格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

和泉市池上町と泉大津市曾根町に所在します池上曽根遺跡は、わが国でも屈指の規模と内容を有する弥生時代集落跡であるとして、昭和51年4月26日に中心部11万5千㎡が国史跡に指定されています。

遺跡が所在する和泉市と泉大津市では、史跡指定以来、大阪府教育委員会のご指導とご支援をいただきながら、史跡地の公有化を図ると共に、保存整備計画の作成及び第一期整備と保存整備事業を進め、平成13年5月に第一期整備地区を史跡公園として開園しています。

一方、大阪府では池上曽根遺跡の国道26号敷地内の発掘調査で出土した膨大な量の出土遺物を収蔵・展示する施設として府立弥生文化博物館を遺跡地の一角に建設し、平成3年2月に開館しています。

史跡公園は弥生時代の生活空間の再現をめざして整備され、弥生文化博物館は、「史跡池上曽根遺跡の遺跡博物館として、史跡公園との一体的な利用を図る」ことと同時に、弥生時代を専門とする全国唯一の博物館として位置付けられ、設置された教育施設です。

設置・管理運営主体は異なりますが、府市共に、「史跡は博物館と一体となって広く府民の利用に供することができるよう整備する」という、三者間の覚書と確認書にもとづいて、保存整備と活用事業を進めてきました。

池上曽根遺跡のような広大な面積を有し、しかも二市にまたがるような史跡は、通常、財政的にも人的にも脆弱な市町村でなく、都道府県事業として保存整備事業が実施されています。ところが、池上曽根遺跡は府市協議の結果、史跡地の買上や整備、さらに史跡公園管理運営を両市が担い、府が弥生文化博物館を設置し、管理運営を行っています。

管理運営体制は異なりますが、供用開始以来、史跡公園と博物館は連携して、池上曽根遺跡と弥生文化に関する情報を発信し、生涯学習や学校教育施設として、また市街地のなかの緑地空間として、多くの人々に多目的に利用されてきています。

なかでも、博物館は、展示活動だけに留まらず、考古学セミナーやシンポジウム、プロ、アマを問わず幅広いジャンルの美術・工芸品を展示する「ミニギ

ャラリー」、さらに博物館としては珍しい取り組みとして「ミュージアムコンサート」、等の多彩な事業を年間を通して展開し、博物館展示観覧者だけでなく、幅広い府民の来館を誘い、文化施設として、また府民のオアシスとして多くの人々に利用されています。

博物館と史跡公園はこれまで多くの来館者・来園者を迎えてきましたが、ここ数年増加しているのは、小中学校の校外学習としての利用者です。平成13年史跡公園開園により、弥生時代の生活を展示学習できる「弥生文化博物館」、復元建物等により生活空間を実感できる史跡公園の「野外復元ゾーン」、弥生時代の生活を体験できる「弥生学習館」の三施設を巡ることによって、弥生時代を立体的に学習できることになりました。博物館開館時には半日単位の校外学習であったのが、史跡公園と一体化した利用ができるようになると、弁当持参で終日の学習日程を組めるようになり、府内はいうに及ばず和歌山県や奈良県、兵庫県なども含む、広範囲から訪れるようになりました。こうしたことから、小中学校の校外学習としての来園校が毎年増加しています。

教育基本法が改正され「郷土」や「伝統文化」の学習と体験・伝承活動の重要性があげられているときに、わが国の歴史・文化の原点ともいえる弥生文化の情報を発信し、生涯学習や学校教育の場として活用されている博物館を廃止することは、大阪府の文化と教育に対する姿勢が厳しく問われるものです。

また本年度より史跡地の第二期整備に着工しようとするまさにこの時期に、府の事情によって市に対して何らの協議もなく一方的に博物館の廃止を決定することは、府市の信頼関係を失する行為であり、市としては看過できないものです。

以上のことから、弥生文化博物館の存続を要望するものです。

平成20年4月17日

和泉市長 井坂善



泉大津市長 神谷

